

日 EU 間の相互認証に係る初の共同レビューに関する共同プレス・ステートメント

本日、日本の個人情報保護委員会、日本の関係省庁、欧州委員会及び EU 加盟国のデータ保護機関が一同に会し、2019 年に発効した日 EU 間の相互認証に係る初のレビューを実施した。

本レビューは、EU と日本の双方で採択された充分性認定が機能しているかについて、その適用から、より広範なデータ保護やデータに対するガバメント・アクセスの分野における法の進展まで、全ての側面を対象にしている。また、日本と EU の共通の関心事項に関する情報や経験を共有する機会も提供する場にもなっている。

本会合は欧州委員会司法担当ディディエ・レンデルス委員と個人情報保護委員会大島周平委員によって開会された。両名は共に、デジタル時代の機会及び挑戦に対して人間中心的なアプローチを採る際の重要な要素としての高い個人情報保護の水準について、日本と EU の共同コミットメントを強調した。

レンデルス委員は次のとおり発言した。「2 年前、EU と日本は世界最大の安全なデータ流通圏を創設した。これは、同じ考えを持つパートナー同士が、双方の市民と企業に資するため、個人情報を保護しデータ流通を促進するために協働することができることを示す最良の例である。2 年前から、両国のデータ保護システムの収斂は更に進展した。今回のレビューは、我々の充分性認定が意図したとおりに機能していることを保証することによって、本分野における二者間および多国間の戦略的パートナーシップを更に強化する唯一無二の機会となる。」

大島委員は次のとおり発言した。「我々は、既に双方のシステムが高い水準で収斂していることに基づき、高水準の個人情報保護に関する共同のコミットメントを EU とともに強調する。更に、我々は、世界の中で『信頼性のある自由なデータ流通』を促進するための継続的な協力の重要性を強調する。共同レビュー会合では、双方のデータ保護システムの緊密性が確認された。また、前向きな意見交換に基づき、残る手続きについても、本年中に成功裏に完了させることができると確信している。」

この会合の後、個人情報保護委員会と欧州委員会は、双方の充分性認定が機能しているかに関し双方が報告書を発表する。これらの報告書をもってレビュープロセスが完了する。